

令和7年第4回野洲市農業委員会総会議事録

令和7年4月10日 午前9時25分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和7年第4回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

出席委員

1番	野洲 秀一
2番	針本 一春
3番	北中 良夫
4番	井上 輝子
5番	中濱 佳久
6番	橋本 高明
7番	森 恒仁
8番	田中 靖志
10番	北浦 一宏
11番	木村 二郎
12番	市木 和雄
13番	米澤 博
14番	井狩 憲一
15番	辻 美智子
16番	島村 平治
17番	清水 稔
18番	山本 芳隆
19番	岩井 正男
20番	青木 章
21番	川東 静佳
22番	石塚 健一
23番	小森 喜一
24番	廣瀬 久雄
25番	山田 富男
26番	立入 三千男

欠席委員

9番	角出 昇
----	------

会議に参与したる職員

農業委員会 事務局長 西野 智
事務局次長 荒川 博志
専門員 牧 利昌

議長

それでは、只今から、令和7年第4回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は 25 名 あります。
欠席は 9番 角出 委員 あります。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
18番 山本 委員、19番 岩井 委員、を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。
ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第12号及び議第13号の2議案を順次上程します。
先ず、議第12号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。
本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、譲渡人の関係者につきましては、退席をして進めることとなります。
つきましては、第3番 北中委員の退席になります。

先ず、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、「議第12号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」ご説明いたします。

案件は3件でございます。議案書の2ページをお願いいたします。

まず1件目、資料は別紙Aの1ページから2ページになります。

三上 ●●●、登記地目 田、現況地目 畑、面積 173 m²

三上 ●●●、登記地目 田、現況地目 畑、面積 3.97 m²

三上 ●●●、登記地目 田、現況地目 畑、面積 330 m²

計 506.97 m²について、

譲渡人 ●●● 氏から、譲受人 ●●● 氏へ、売買により所有権の移転を

されるものです。

譲受人の●●● 氏は、農地を借り受けた28年ほど経過しており、今回、果樹

等を増やしたい思いから、譲渡人である●●●氏に、所有権移転を持ち掛けられた
ものです。

一方、譲渡人の●●●氏は、現在●●●にお住まいです。平成15年に相続により申請地を取得されましたが、農地を処分していきたいとかねがねお考えで、畠を現在貸している譲受人の●●●氏からの申し出があり了承され、今回の申請に至っています。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。
なお、議案資料1ページの最下段で、地域調和要件の中で地域計画との整合について

調査しております。申請農地はいずれも地域計画に掲載の無い農地でありましたので報告致します。

次に2件目、資料は別紙Aの3ページから4ページになります。

永原 ●●●、登記地目 田、現況地目 畑、面積 562 m²について、

譲渡人 ●●● 氏から、譲受人 ●●● 氏へ、売買による所有権の移転を

されるものです。

譲受人の●●●氏は、家庭用作物、野菜や果樹の栽培を考えておられ、申請農地について適当な面積であり、かつ自宅敷地に隣接していることから売買を依頼されたものです。

一方、譲渡人の●●● 氏は、昭和63年に相続により取得され、今回、譲受人からの売買の申し出があり、これを受ける形で譲渡を判断されたものです。

別紙Aの3ページと4ページの調査表をご覧ください。

3ページに譲受人の●●● 氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。なお、1件目と同様に、議案資料3ページの最下段で、地域計画との整合について調査しており、申請農地は地域計画に掲載の無い農地でありましたので報告致します。

最後3件目、資料は別紙Aの5ページから6ページになります。

市三宅 ●●●、登記地目・現況地目とともに畠、面積 261 m²

市三宅 ●●●、登記地目 田、現況地目 畠、面積 72 m²

計 333 m²について、

譲渡人 ●●● 氏から、譲受人 ●●●氏と●●●氏へ、持分それぞれ1/2づつ ということで、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人の●●● 氏は、家庭用の野菜を栽培するために、自宅裏に位置する申請

農地の取得を希望され、譲渡人に申し出されたものです。

一方、譲渡人の●●● 氏は、令和5年に売買により申請地を取得されましたが、今後の申請農地の管理に問題がないことや、地元の方にぜひ農業に携わってもらいたいという思いから、今般、譲渡されるものです。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

ゆずりうけにん
譲受人の ●●●氏と●●●氏 に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

なお、1件目、2件目と同様に、議案資料5ページの最下段で、地域計画との整合について調査しております、申請農地は地域計画に掲載の無い農地でありましたので報告致します。

事務局からの説明は以上です。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 12 番 市木 委員お願いします。

委員

第 12 番 市木です。

ゆずりわたしにん
譲渡人の●●●氏は、早くから農地を処分したいとお考えで、畑を現在貸している譲受人の●●●氏との話がまとまり、今回の申請に至っております。

皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

次に、第 17 番 清水 委員 お願いします。

委員

17番 清水です。

永原 の 案件について説明致します。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、今回、譲受人の●●●さんは、かねてから、家庭用として野菜や果樹の栽培を希望されておられました。今般、自宅に隣接し

じょうと ゆずりわたしにん
ている申請地の譲渡を譲渡人に申し出されたものです。

話がまとまり、今回の申請に至っております。

皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

続いて、議案番号3について、北中委員の関係人が譲渡人でありますことから、本職がご説明いたします。

詳細については、只今事務局からの説明のあったとおりでありますが、今般、譲受人が自宅裏の畠の取得を希望され、譲渡人に申し出られ、合意に至ったものです。皆様のご審議をお願い致します。

それでは、説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

中濱委員

農地を取得後、数年で次の耕作者に譲渡することについて、問題はないですか。

事務局

問題ありません。

議長

他にご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第12号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第12号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって議第12号は、許可することに決定いたしました。

退席された 北中 委員は、自席へお戻りください。

退席されていた 北中委員 に報告致します。

只今議題になっております、議第12号は許可することに決定いたしました。

次に、議第13号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

「議第13号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」ご説明いたします。

案件は1件です。議案書の3ページをご覧ください。資料は別紙Aの7ページから9ページとなります。

三上 ●●●、登記地目：畠、現況地目：宅地、面積 266 m²、について、申請人 ●●● 氏から、宅地への地目変更登記のために申請があったものです。

申請人の●●●氏は 令和5年に相続により、申請地を取得されましたが、申請地は昭和54年頃に、先代の父、●●●氏 が手続きをせずに造成、農小屋を築造されたことを知り、畠から宅地に登記地目を変更するため、今回の申請をされたものです。

別紙Aの7ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地は、住宅が連担する区域内にある第3種農地で、白地農地です。その他の項目についても記載のとおりです。

次に、別紙Aの8ページの位置図、9ページの土地利用計画図及び縦横断図をご覧ください。

申請地の周囲には農地はない状況です。

なお、今般の手続きにあたり、申請人から、農地転用の許可を得ず農地転用したことについての謝罪と今後農地法を遵守する旨の顛末書が提出されています。

現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末事件として申請を受け付けております。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 12 番 市木 委員お願いします。

委員

第 12 番 市木です。

申請人が相続財産を整理する中で、農地転用の許可を得ず農地転用したことが判明しました。

皆様のご審議をお願い致します。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

米澤委員

議案書の項目欄について、「届出面積」との記載がありますが、正しくは「申請面積」ではないですか。

事務局

そのとおりです。ただ、システムの都合上、修正できるかどうかがわかりません。他の市の運用も含めて、修正できるかどうかを検討します。

議長

他にご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 13 号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第 13 号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第 13 号は許可することに決定いたしました。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第 4 報告案件にはいります。

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について、を議題と

します。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

「報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。資料は別紙A-10ページになります。

案件は1件です。

富波 ●●●、登記地目、現況地目とともに 畑、面積 50 m²、

届出人 ●●● 氏と ●●●氏との間で露天駐車場を目的とする、農地転用の届出があったものです。

事務局からの説明は以上となります。

議長

報告が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

中濱委員

この狭い申請地で露天駐車場をお考えなのですか。

事務局

手前の広い部分について、以前の総会で転用の報告をしています。今回は、その追加部分です。

議長

他にご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第4回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10:05